

松島飛行場周辺の騒音区域縮小に反対する意見書

これまでの松島基地周辺の第1種騒音区域の告示は、昭和61年2月告示指定されたものである。

しかしながら、その告示は到底、市民に満足できるものではなく、線引きの直近である矢本、大曲、赤井地区の一部、小野地区の一部、浜市、牛網地区等は航空機の離着陸、上空飛行等の騒音被害に直接影響を受けてきた地区であり、これまで20年にわたり再三その解消を国に強く要望してきたところである。

平成15年にF-2型機が配備され本格運用訓練が始った今日は、体感的、感覚的な圧迫感等、加えてT-4型ブルーインパルスの市街地での低空飛行やヘリコプターの低空飛行は、騒音や振動を更に増幅させてきた。東松島市における人口の半数は第1種騒音区域内に住んでおり、その方々は甚大な騒音被害に悩まされ恐怖さえ感じている。

また、昨年実施した住民意識調査では回答者の62.7%の住民がF-2配備により、前よりうるさくなったと答えている。

これらを踏まえ、騒音は基地があるがゆえに国民の基本的な人権が無視され続けていることは誠に不公平であり、国の責任において航空機騒音の抜本的解決を図るよう要望してきたところである。

さらに今回の見直しにあたっては、市民の意見が十分に反映されるよう防衛庁、防衛施設庁、環境省、仙台防衛施設局及び宮城県に強く要望してきたにもかかわらず、今回の発表はこれまでの要望がまったく聞き入れられず残念である。

騒音区域の縮小は機数の減少や騒音度測定結果に基づくものとはいえ、市民の苦痛は数値のみで判断できるものではない。

今回示された騒音区域の縮小は国の責任回避であり、基地所在市民の騒音被害、苦痛、意向をまったく無視するもので、市民感情からしても誠に遺憾であり到底容認できるものではない。よって、ここに東松島市議会として強く抗議するとともに、騒音区域縮小に反対するものである。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6月16日

東松島市議会議長 三浦昇

防衛庁長官

防衛施設庁長官

仙台防衛施設局長 宛

宮城県知事